

みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

1 共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業（以下、「構成員」という。）により構成される共同企業体で実施する際、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

2 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員の数は、2 者以上とするが、本業務の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。
- (2) 共同企業体は、構成員の中から代表企業 1 者を定め、代表企業が参加申込書を提出し、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに業務種別を明確にすること。
- (3) 代表企業の変更は、原則として認めない。
- (4) 参加申込書提出後の構成員の変更は認めない。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- (5) 各構成員の出資比率は、要件に付さないものとする。
- (6) 各構成員は、当該事業を構成する業務の一部若しくは当該事業と同種の業務について、元請としての実施実績（包括的民間委託を含む）を有すること。
- (7) 各構成員は参加申込書の提出期限までに、あいち電子調達共同システム令和 6・7 年度新規申請・継続申請の定時受付を申請し、みよし市競争入札参加資格者名簿に登載する手続きをすること。ただし、構成員のうち、大分類「役務の提供等」、中分類「建物等各種施設管理」、小分類「上・下水道施設管理」に登載されている者が 1 者以上含まれており、かつ、業務「建設コンサルタント」、業種「下水道」に登載されているものが 1 者以上含まれていること。なお、上記要件は、同一構成員が兼ね備えていても差し支えないものとし、各構成員は上記要件のいずれかに登載されている者とする。
- (8) プロポーザル実施要領「7 参加資格要件」を満たしていること。
- (9) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、他の共同企業体の構成員になることはできない。また、再委託先を含めた参加者となることはできない。
- (10) 代表企業が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

3 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは、共同企業体協定書の写しを参加申込書の提出期限までに提出しなければならない。

みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 1 みよし市発注に係る下水道施設包括的維持管理業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。
以下、「業務」という。）の受託
- 2 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月以内を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
会社名	〇〇〇〇〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
会社名	〇〇〇〇〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
会社名	〇〇〇〇〇〇

（代表企業の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表企業とする。

（代表企業の権限）

第7条 代表企業は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次によるものとする。

〇〇株式会社	〇〇%
〇〇株式会社	〇〇%
〇〇株式会社	〇〇%

- 2 金銭以外の物による出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、当該業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、当該業務の完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第 14 条 決算の結果欠損を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が当該業務を完了する日までには脱退することができない。

2 構成員のうち業務履行途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(業務途履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該業務に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、みよし市下水道施設包括的維持管理業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇共同企業体構成員

(代表者)

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇 〇 〇 〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇 〇 〇 〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役〇 〇 〇 〇 印